

事業継続に向けた長門市の支援策

企業物価高騰対応支援金

コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を受ける中小企業、個人事業主の皆様の負担を軽減し、事業継続のための支援金を交付します。

交付額

法人… **7万円** 個人事業主… **4万円**

(申請は1事業者1回限り)

◆申請期間

令和5年1月4日(水)～令和5年2月15日(水) 17時00分 当日消印有効

◆対象要件

【共通】

- ・ 中小企業基本法のうち、中小企業信用保険法第2条第1項第1号に該当するもの
- ・ 令和4年12月1日時点で営業経歴を有しており、申請日以降も事業継続意欲がある
- ・ 市から運営費相当の補助金が交付されている団体、市の指定管理を主たる業務としている団体、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、及び暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体ではないこと
- ・ 農林漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）ではないこと

【法人】

- ・ 市内に本社を有すること

【個人事業主】 以下のいずれも満たす事業者

- ・ 申請日時点で、市内に住所を有し、市内で事業を営んでいる
- ・ 事業所得に係る確定申告又は、長門市税条例に規定する申告を提出している

◆提出先

◎旧長門市内に本店所在地を設ける企業、主たる事業所がある方

長門商工会議所
〒759-4101 長門市東深川1321-1
TEL 0837-22-2266

◎三隅地区に本店所在地を設ける企業、主たる事業所がある方

ながと大津商工会 三隅本所
〒759-3802 長門市三隅中1524-2
TEL 0837-43-0033

◎日置地区に本店所在地を設ける企業、主たる事業所がある方

ながと大津商工会 日置支所
〒759-4401 長門市日置上6219-3
TEL 0837-37-2164

◎油谷地区に本店所在地を設ける企業、主たる事業所がある方

ながと大津商工会 油谷支所
〒759-4503 長門市油谷新別名1011-1
TEL 0837-32-1183

※提出先は長門商工会議所または、ながと大津商工会のいずれかになります。

提出書類は裏面
をご確認下さい

◆提出書類

【共通】

- ・ 長門市企業物価高騰等支援金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）
- ・ 事業活動確認資料（事業の実施により発生した経費の領収書等 ※申請日より3ヶ月以内のもの）
- ・ 振込先が確認出来るもの（通帳・当座勘定照合表の写し（表紙と裏面見開き1・2ページ）。通帳が無い場合はネットバンキングの画面印刷可）

※提出書類は全て A4（タテ）にて統一して下さい

【法人】

- ・ 直近の事業年度における確定申告書別表一（控え）の写し（收受日付印のあるもの）
- ・ 法人事業概況説明書（控え）の写し（裏表）

【個人】

- ・ 令和3年分の確定申告書B表一表（控え）の写し 又は住民税申告書の控えの写し（收受日付印のあるもの）
- ・ 令和3年分の所得税青色申告決算書又は白色申告収支内訳書の控えの写し
- ・ 本人確認資料の写し

◆申請方法

長門商工会議所又は、ながと大津商工会にて、郵送又は持参にて受付を行います
申請書兼請求書は、長門市ホームページからダウンロードして下さい

◆Q&A

Q1.長門市に住民登録があるが、経営する店舗は市外にある。対象要件となるか？

A1.対象外です。住民票が本市にあり、かつ市内で事業を営んでいることが必要です。

Q2.法人の本社が市外にあり、営業所が市内にある場合は対象とはなるか

A2.対象外です。法人の場合、本店所在地が市内であることが必要です。

Q3.経費の支払いを全て口座引落しで行っており、領収書が手元に無い場合はどうしたらよいか

A3.事業者名が記載された請求書と、当該引落しの通帳ページの写しにて対応します。インターネットバンキングで総合振込を行っている場合は、画面印刷の提出をお願いします。尚、確認資料は1枚あれば結構です。

Q4.創業したばかりで決算を迎えておらず、確定申告を行っていないが、申請は可能か？

A4.可能です。但し、令和4年12月1日時点で開業届又は法人設立登記を行っており、かつ事業活動を実施していることが必要です。個人の場合は開業届（写し）を、法人の場合は履歴事項証明書（写し）をご提出下さい。

Q5.社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、組合（農業協同組合、生活協同組合等）、医業を主たる事業とする法人（医療法人）は対象となるか？

A5.該当しません。

Q6：申告書類の收受日付印がない場合も受け付けは可能か？

A6:e-tax等の電子申請した日付や税務署が受け付けた日が記載された書類の提出が必要となります。なにも記載されていないものは、税務署で閲覧申請したものの画像や課税証明等(市役所で所得証明書又は税務署発行の納税証明書その2)を添付していただきます。

◆本事業全般に関するお問い合わせ先

長門市産業戦略課 商工物産振興班
☎ 0837-23-1136 平日8:30~17:15